

全員協議会次第

平成 29 年 12 月 8 日
全員協議会室 13 : 10 ~

1. 開 会 (13 : 10)

齊藤事務局長

2. 挨拶

抜井議長

3. 協議事項

- 1) 建築形態規制の一部見直しについて
- 2) 意見書の調整について

4. 報告事項

- 1) 総務常任委員会
- 2) 議会広報広聴常任委員会
- 3) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 (14 : 10)

井田副議長

平成29年12月8日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 安澤豊
議員 吉村美津子
議員 菊地浩二
議員 山口正史
議長 抜井尚男

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 岩城桂子
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 内藤美佐子
副議長 井田和宏

欠席議員

なし

説明者

都市計画課長 近藤康浩

都市計画課副課長 古山智志

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局書記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午後 1時10分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆様、改めましてこんにちは。

定例会中の全員協議会ということで、午前中は2名の方、そして今回14名の方の一般質問が無事滞りなく終了することができました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。その後の全員協議会ということで、大変お疲れのところ恐縮でございますが、幾つか案件もございますので、ぜひご協力をいただきまして、スムーズな進行に心がけてまいりますので、最後までよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございました。

◎建築形態規制の一部見直しについて

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、早速次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、協議に移らせていただきます。

まず、1番は建築形態規制の一部見直しについてということで、こちらのほうは都市計画課においていただいておりますので、まずは近藤課長からお願いいたします。

○都市計画課長（近藤康浩君） 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、建築形態規制の一部見直しについての説明の時間をいただきまして、まことにありがとうございます。申しおりましたが、都市計画課長の近藤と副課長の古山のほうで説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですけれども、着座にて説明させていただきます。

今回の建築形態規制の一部見直しにつきましては、かねてより懸案となっておりました町道幹線1号線沿道における建築形態規制の緩和に伴う見直しでございます。町道幹線1号線沿道には、昭和45年、これは線引き以前より立地していた工場や倉庫が幾つかあり、古いものでは建築してからおおむね50年が経過し、工場の建てかえ等の更新の相談が担当課のほうにも五、六年前からございました。現在の建築形態規制は、建蔽率が60%、容積率が100%となっており、建てかえや更新の相談の中では、容積率が100%では工場の建てかえ、増築を含めた建てかえがなかなかできず、隣地の山林や畑を買い取り敷地拡張をするか、または別の適地に移転するという選択しかなかった状況でございました。また、平成24年8月に三芳町商工会より町議会に対し、容積率の緩和についての要望書も出されている状況でございます。その後、担当課といたしまして何度か県との協議を行ってまいりましたが、建築形態規制の緩和には、なかなか県としても応じていただけない状況でした。

今年度に入り、町の第5次総合計画での取り組みの中で既存企業の留置、自然環境の保全といった観点か

ら、建築形態の緩和を行いたい旨を詳細な資料を作成し、県と協議を重ねてまいりました。町としましては、昭和45年以前よりいろいろな意味で三芳町に貢献してきた企業を留置することは、税収だけではなく住民の雇用の確保についても大変重要なことと考えます。また、この地域は第5次総合計画並びに都市計画マスタープランの中でも、自然環境保全ゾーンという位置づけとなっていることから、容積率を緩和することにより現在残されている自然、山林を含んだ自然を守ることにもつなげられるというふうに考えます。また、現在の残されている山林を守る対策といたしまして、幹線1号線沿道に対して沿道緑化による良好で快適な都市景観の形成を図ることを目的といたしまして、緑地保全及び緑化に関する指針を現在担当課のほうで作成している最中でございます。そういう指針を作成した上で、緑化保全に努めてまいりたいと考えております。

以上の内容で、埼玉県との一定の合意がとれたことから、現在11月1日より11月30日まで、この一部見直しにつきましてのパブリックコメントを行いました。また、11月1日、12月5日の2回、都市計画審議会を開催しまして、町長からの諮問に対し答申をいただきました。

また、今後の予定といたしましては、12月13日、来週になります。地権者に対する説明会を開催いたします。その後、年明け、今現在まだはっきりはしていませんが、1月に臨時議会が開催される予定だというお話を聞いておりますので、できればそのときに都市計画マスタープランの一部見直しにつきまして、議会基本条例第11条第2号の規定に基づき議案として上程をさせていただく予定でございます。議会の議決が得られましたら、平成30年、来年の2月初旬に埼玉県の都市計画審議会の議を得て埼玉県告示によりまして建築形態規制の変更を行い、平成30年4月1日より施行したいというふうに考えております。

内容につきましては、事前に配付いたしました図面をもとに副課長の古山のほうから説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 都市計画副課長。

○都市計画課副課長（古山智志君） 古山です。それでは、建築形態規制の一部見直しについてご説明させていただきます。

1枚目の現行の白地地域建築形態規制の図面でございます。こちらの数値の記載方法につきましては、右下に凡例がございます。円で規制値を表示しており、上が容積率、中段の左が建蔽率、右が道路幅員の容積率算定係数、下段の左が道路斜線の勾配、右が隣地斜線の勾配となっております。また、円の下に地区番号を記載しておりますが、この地区番号、凡例では324-18となっておりますけれども、この324というのは白地地域の建築形態規制については埼玉県告示となりますので、県が割り振った市町村番号でございます。エリアごとに、随時324-1、324-2と順次番号を振っていくという形になっております。

今回見直す区域であります幹線1号線沿道の上富地区で、地区番号でいきますと324-1及び324-3でございます。現行では、主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線の道路端から両側100メートルが容積率200%、それ以外は先ほど課長から説明あったとおり容積率100%となっております。

続きまして、2枚目の白地地域の建築形態規制（見直し後）という図面をごらんください。こちらの幹線1号線沿道地区につきまして、幹線14号線から南でかつ幹線1号線の道路端から300メートルまでを容積率200%に緩和するものでございます。それ以外の区域に関しての見直しはございません。

ここで、幹線1号線の道路端から300メートルに設定した理由、経緯でございますけれども、次の3枚目の幹線1号線沿道の現在の土地利用状況図をごらんください。こちらの資料につきましては、青色が宅地、

事業所の敷地、赤色が資材置き場、駐車場等の雑種地、緑色が山林、茶色が農用地で着色してございます。主要な事業所の敷地としまして、東ハト、ピククルスコーポレーション、プラス、出版産業、パルシステムの5社があります。これらの事業所敷地は、ごらんになっていただければわかるとおり、幹線1号線からの奥行きとしまして一番短いところで出版産業の約140メートル、続いてピククルスコーポレーションの約240メートル、長いところでは東ハトの約330メートル、プラスに至っては約370メートルとなっております。建築基準法では、建築物の敷地が容積率の異なる区域にわたる場合、その敷地の容積率の限度というのはそれぞれの区分された敷地面積にそれぞれの容積率限度を掛けて合計したものを全体の敷地面積で割ったものとなっております。口頭で申し上げてもなかなかわかりにくいと思われましたので、参考資料としまして4枚目に「建築物の敷地が容積率の異なる区域にわたる場合」という資料をつけさせていただきましたので、先にこちらのほうから説明させていただきます。

この参考資料の図のとおり、例えば道路から60メートルが容積率200%、それ以降は100%で、容積率200%の敷地面積が3,600平米、容積率100%の敷地面積は2,400平米で、全体敷地が6,000平米の土地があるとしてみます。こちらの土地における容積率の算定方法としましては、容積率200%の敷地面積3,600平米に、200%ですから10分の20を掛け、容積率100%の敷地面積2,400平米に、100%ですから10分の10を掛け、合計すると9,600平米になります。これが建築可能となる延べ面積でございます。この9,600平米を全体敷地面積の6,000平米で割ると10分の16、つまり160%であります。これが、この敷地での容積率の限度となります。建築基準法では、このように算定することとなります。

このことを踏まえて、また先ほどの3枚目の土地利用状況図にお戻りください。町内の建築形態規制としましては、県道から100メートルで規制値を変えていますので、同様に100メートルまでの設定で、まずは検討いたしました。そうしますと、ほとんどの事業所の敷地の大半が容積率100%であり、先ほどの算定方法で算定すると、奥行きの長い東ハト、またプラスに至っては、容積率はこの計算方法でいきますと約130%ほどということで、100%から30%ぐらいしか緩和されないということになります。では、思い切って400メートルまで、要は200%包含できる形で400メートルに設定した場合は、この茶色い部分の農地を含めることになってしまいます。そもそも当初の建築形態規制の指定をした際、県のガイドラインがありまして、県のガイドラインでは良好な地域環境、地域景観を有している地域は、それを保護するため市街化区域の低層住宅地と同程度である容積率100%とすることという明記がございました。こういった県のガイドラインに沿って、農地が広がるこの地域に関しては容積率100%に指定されたという経緯がございました。したがって、この400メートルに設定した場合に、こういった農地を含めることになってしまいますので、やはりなかなか県との協議が難航していたということもありますので、400メートルに設定するのは、ちょっと県のほうも合意形成がとれないのではないかとということで、そこで300メートルに設定した場合です。300メートルに設定しますと、敷地全体までは200%までいかないのですけれども、先ほどの算定方法でいきますとプラス株式会社さんで約180%、東ハトでは約190%の容積率となりますので、おおむね緩和の期待ができるということでございます。また、地形地物、あと筆の境で区域設定をすることも検討しましたがけれども、やはり用途地域ですとか、こういった建築形態の規制というのは、地形地物なくて道路端から何メートルという設定でございますので、このように幹線1号線の沿道から道路端300メートルとして県との協議が調ったところでございます。

以上が建築形態の見直しについての説明でございますけれども、今回容積率を見直しすることによって、何でも建てられるようになるということではございません。ご存じのとおり市街化調整区域ですので、開発の許可基準に適合するものでないとやはり建築はできませんので、開発許可上の立地基準が整合性が図られるもの、それとあと既存の建築物の増改築の際に建物の形状、規模について適用されるものでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

それでは、何か皆さんのほうからご質問等ございましたらお受けいたします。

これは上程されるということですから、聞き逃したこと、確認したい点等がございましたらお願いいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 1点だけ。先ほどの説明では、私のほうでは緑地の減少をすごく心配しているのですが、さっきのお話では、今ある既存の会社にとっては、逆に緑の減少を防げるということだと思っておりますけれども、そういった容積を広げることによって既存の企業はそれとしても、新たな企業が進出しやすくなって、全体的には緑が減っていくのかなというふうに思っているのですが、その辺については。

○議長（抜井尚男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

今副課長のほうから説明があったように、ここは市街化調整区域となっておりますので、開発は基本的にはできない区域となっております。今回の建築形態規制を緩和することによって、開発許可が緩くなるとか、そういうことは一切ございません。従来どおりでございます。もちろん立地基準がある、要件が合うものについては、申請があった場合は、これは許可基準に合っていれば許可はするような形になると思います。

その場合には、先ほど言った緑を何とか少しでも残そうという中で、今担当課のほうで作成がほぼ済んでいる状況なのですが、幹線1号線沿道に対する緑地保全及び緑化に関する指針、これは町道幹線3号線のみどり共生産業ゾーンでは既にこの指針がつくられております。これと同様な町道幹線1号線におきましてもその指針を作成し、緑を少しでも多く残すと。また、景観に配慮した沿道緑化等の指針の中身を盛り込みまして、緑を少しでも保全していこうということと、もう一点は先ほど説明させていただいたように、今までは都市計画法では既存の企業については、もちろん許可をちゃんととった既存の企業に関しましては、敷地拡張というのが法的には認められている基準でございます。先ほど説明したように、更新のときに少しでも会社を大きくしたい、今手狭になっているといった場合には、もう容積率がほぼ皆さんこの会社は100%に近いものですから、上には上げられない。そうすると、隣の敷地を例えば山林、もちろん農地もできるのですが、敷地を拡張する方法は許可基準上はあります。それしかなかったものを、今回は容積率を上げることによって両方の選択は残りますが、今現在町のほうに過去から来ている相談事業者につきましては、三芳町の緑化、また地域的に三富開拓地、それから日本農業遺産、いろんな意味でご理解を示されている企業ばかりです。相談の中でも、敷地拡張することにつながるということは緑が少しでも減ってしまうということのご理解はいただいておりますので、今回容積率を拡大する、緩和するということは、私たちとしますと緑の減少を食いとめる一つの手段にはなるかなというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど言ったように既存の会社のはわかるのですが、新たな企業の進出がしやすくなるのかということでお尋ねしたのですが、しやすくなるのかならないのか、それはほかは変わりませんよ、わかっています。倉庫とかサービス業しかできないということはわかっていますから、そこは変わりませんが、容積を変えることによってそういうこともあるのか。

それから、幹線3号線の緑の保全ということの区域にもしましたけれども、実際にはそれはお願いということであって、3号線はそれ守られていないですよ、企業があっても、そこに緑地帯を設けるとか、なかなかそういうことには進んでいない。だから、実際に指針でつくっても、それが実際守られるのかどうか、やってもらえるのかどうか、その2点について。

○議長（抜井尚男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

まず、企業が進出しやすくなるかならないかについては、以前と同様、進出はしやすいかしづらいかという話であれば、しづらいと思います。何ら今回の建築形態規制が緩和されることによって、今までよりも進出しやすくなるということは一切ございません。

それから、幹線3号線に今現在指針がございます。これと同様なものを幹線1号線沿道にも作成して、議員おっしゃられるように、これは条例ではございません。指針でございます。お願い事になると思います。ですから、万が一新規開発、条件が合うもので来られた場合には、町の開発指導要綱、または県の緑を守り育てる条例、それから今回つくる指針、あわせて指導、または協力をお願いするという形になろうかと思っております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、今ある5社の企業がそういった建てかえとかなんとか、そういうときに今言った指針というのは、緑のほうというのはきちんと守って緑地帯を設けるとか、そういうことはちゃんとさせていただけるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） お答えいたします。

今現在、立地している企業に関しましては、町の指導要綱という緑地20%、それから埼玉県緑を守り育てる条例の25%、この辺はクリアしていることとなります。もう一点、今回の指針で指導できると思われる部分につきましては、沿道緑化という部分になろうかと思っております。緑化に関しては、今現在もう基準を満たしているものと考えておりますので、今後その更新があった場合には、例えば沿道部分に緑化が不足していれば、その辺はその指針に基づいた協力をお願いしたいと思っております。

先ほどお話ししたように、既存である企業に関しましては三芳町の緑だとか、あの地域の景観、かなりご理解のある会社ばかりですので、その辺は町の担当のほうとしましても、十分注意した指導をさせていただきたいと考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

済みません、ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですけれども、斜線規制の説明っていただきましたっけ。

〔「いないです」と呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） では、お願いします。

○議長（抜井尚男君） 都市計画課副課長。

○都市計画課副課長（古山智志君） お答えします。

斜線規制に関してでございますけれども、今回幹線1号線沿道に関しまして、今現在は60の100で、道路斜線の制限が、現行のほうを見ていただきますと道路斜線は1.5、隣地斜線は1.25になっています。こちら県道の両端100メートル、これが60の200で道路斜線が下段の右側ですので1.25、隣地斜線が1.25ですけれども、これも60の200の数値というのは道路斜線がペアで、組み合わせでこういった規制値になっていますので、幹線1号線沿道に関しては60の200になることによって、道路斜線は1.25に逆に強化されることとなりますけれども、平成13年の法改正のときに指定した際に、現況の不適合率だとか、そういったものの発生現況調査のほうをやっております。こちら60の100に指定したときに、やはり建蔽率ですとか容積率の不適合が発生するということはわかったのですけれども、道路斜線に関しては割かし道路の際から離れて建築されているため、1.25にしたところで不適合は発生しないというデータが出ていますので、今回こちらを見直すことによって1.25という道路斜線強化されますけれども、不適合は発生しないものと思われま

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、以上といたします。

あります。都市計画課長。

○都市計画課長（近藤康浩君） 済みません。先ほど説明はさせていただいたのですが、直近の議会、年明けに開催される予定の議会に上程させていただく予定でございますが、議会基本条例の中では、都市計画マスタープランの変更、または改定、そういうものについては上程をして議会の議決を得ることになっております。きょうご説明させていただいたのは建築形態規制の一部の見直しということで、ちょっと関係がわかりづらいかなと思って、その部分だけ補足説明させていただきます。

埼玉県との協議をさせていただきました。これは、先ほど説明させていただいたのですが、この建築形態規制の緩和は、埼玉県の都市計画審議会の議を得て手続に入ってくるわけなのですが、その中でまず第5次総合計画の中での位置づけがどうなっているか。第5次総合計画の中では、都市計画の見直しという概念的に見直しの文言は入っております。それから、企業誘致だとか企業留置という文言も入っております。ただ、町道幹線1号線に特化したことは、どこにも総合計画には記載されていないのです。その中で、都市計画マスタープランの中に具体的な記載を入れなければ、やはり県の都市計画審議会のほうの議は得ることが難しいということで、今回見直しをする内容を都市計画マスタープランの中に具体的に記載させていただくと。それが三芳町の議会の議決を得る内容となりますので、この目的は建築形態規制の見直しなのですが、議会の議決のほうは、それに基づく都市計画マスタープランの一部見直しという形での上程をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

それでは、1番は閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

（午後 1時38分）

○議長（抜井尚男君） それでは、再開いたします。

（午後 1時39分）

◎意見書の調整について

○議長（抜井尚男君） それでは、2番の意見書の調整に移ります。

今回は、1本だけ本名議員の意見書が提出されておりますので、本名議員の1本の意見書について調整を行いたいと思います。

まず最初に、本名議員から意見書の説明をお願いいたします。

○議員（本名 洋君） 本名です。今回、東海第2原子力発電所の運転延長を認めないことを求める意見書（案）ということで提出させていただきました。これについて説明させていただきます。

原発につきましては、賛否両論あると思います。この意見書では、それを問うものではなく、日本原電が11月24日、来年11月から運転開始40年となる東海第二原発、この運転期間を20年延長するという申請を原子力規制委員会に提出しました。

東海第二原発というのは、東京、埼玉あたりから最も近い原発、事故があった福島第一原発よりもかなり近い位置にあります。半径30キロ圏内、これは避難計画作成義務があるのですが、この原発周辺には100万人近い人たちが住んでいるわけです。

ということで、要点としては2点なのですが、既に40年という古い原発、これ原則運転は40年しか認められないとしてきていたものを、例外として20年延長するというもので、そのような非常に危険な原発であるということ。それと、100万人の人たちが避難できるのかという、そういった避難計画もいまだに作成されていないわけで、周辺の自治体もいまだに同意を得られていないという、そのような状況であります。

このように、今回は東海第二原発に限定した意見書でありますけれども、古い原発の運転延長を認めずに、速やかに廃炉とすることを求める、そのような意見書であります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

それでは、本名議員の東海第2原子力発電所の運転延長を認めないことを求める意見書（案）について、皆様から何かございますでしょうか。ございませんか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 意見書の提出ということで、40年で廃炉にするというのは、私ども公明党といたしましてもその方向性ということで変わりはありません。しかしながら、この意見書が、意見書というのは三芳町にかかわる公益に関する事件につきということで、これまでも意見書を提出するときには、例えば辺

野古沖の件が町に関係するのだろうかというような、そんな議論も前したように思うのです。

下のほうに、埼玉県にもきっと多くの方がどっと避難してくるのかなみたいな記述はあるのですが、あくまでもこの件については、この周辺の30キロ圏内の方たちからの意見書であれば、それは真剣に考えなければいけないものかなというふうにも思うのですが、ちょっと意見書の提出については当該本町にかかわるものというふうにはとれないのかなというふうにも思っているのですが、その辺については本名議員はなぜこれを提出されるということを決められたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

先ほど福島第一原発の事故ということも言わせていただきましたけれども、その事故におきましても埼玉県に避難してきた人たち、たくさん何千人いらっしゃいます。それから、実際に放射能も飛んできて、埼玉県内でも例えば秩父地方とか三郷周辺とか、かなり高濃度で汚染された地域もあります。あるいは野菜とか肉とかお米とか、そういう汚染された食べ物も、いまだに福島県産のものは避けられていたりしている、そのような状況もあります。これは、確かに一番被害が大きいのは、それは原発周辺の茨城県でしょうけれども、本当にもし仮に事故が起きたら、当然埼玉県にもさまざまな影響があるということで、全く人ごとではないということで提出させていただきました。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと不勉強で申しわけないのですが、この運転延長を最終的に認めるところってどこになるのですか。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 原子力規制委員会ですけれども、これは環境省の外郭団体というのですか、管轄するところの委員会でありますし、それから原発自体は国策でありまして、ですからこれは国の判断で運転について……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） 規制委員会に任せるのではなくて、もちろん規制委員会の判断はあります。でも、国の判断でできることだと思います。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

いろいろ見ていると、国とか環境省とかは最終的に判断していないと思うのです。原子力規制委員会だと、これ地方自治法の99条で出せるのは、国会または特定行政庁になるのです。原子力規制委員会が特定行政庁に入るのかなと思うと、それはどうなのかなと思うのです。それはどうお考えなのですか。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 当然これは環境大臣もかかわるところで……

〔「かかわっていないと思う」「かかわっていないよ」と呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） 例えば今とまっている浜岡原発、これは菅総理大臣が停止を命じて、それに中部電

力も応じてとめたところではありますが……

〔「命令じゃない。強制権はないと思う」と呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） 強制権はありません。でも、国の判断で要請できることですから。

〔「仕組みの話だからきちっとしておかないと」と呼ぶ者あり〕

○議員（本名 洋君） では、そこら辺はきちっとお答えできるようにさせていただきます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地ですけれども、今言った三芳町に公益性があるかどうか、あと提出先がどうかというところで、ちょっと疑問が多いのです。なぜこれを地方自治法99条による意見書とするのか、別の形でも議会としての意思表示とか発信の仕方ってあると思うのです。そういったことは検討されたのかどうか、検討したかどうかでいいです。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

いろいろやり方あるとは思いますが、今回私はこのやり方で国に直接意見を届けられるということで、意見書というやり方を選ばせていただきました。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、閉じさせていただきます。

◎総務常任委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、4番の報告事項に移らせていただきます。

まず最初に、総務常任委員会。

総務常任委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（細谷三男君） 総務常任委員会から1点報告があります。

今月の15日金曜日でございますけれども、9時から10時にかけて、この庁舎の役場の消防の総合訓練があるそうです。これは、消防計画に基づいてやるそうですが、本来でしたら年に1回はやることらしいのですが、ここ数年できていなかったと。3年前にやったようなことがあるそうです。ですから、複数回当選されている議員の皆さんは、それを知っているかなとは、立ち会ったかどうかわかりませんが、存じ上げていると思います。

そのときには、財務課から議会のほうにどうですかというお話はなかったのですが、今回財務課のほうからどうしますかという話があったので、議長のほうから言われましたので、総務常任委員会で検討しましたところ、議会も終わったことだし、改めて皆さんに来ていただいて参加するのはどうかなということで、もし在庁していらっしゃれば、例えば会派室にいるとか、そういうことがありましたら一緒にそのときは避難訓練に参加してくださいということで、事前の人数の把握も必要ないということでございますので、12月15日の9時から10時の間に庁舎の総合防災訓練があるということをひとつ頭の中に入れておいていただければ、それでよろしいかなと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 総務常任委員会からは以上のものであります。

今委員長から説明がありましたが、火災の避難訓練ですけれども、そのように避難訓練を行うということでございます。我々も議場の避難訓練をやる際には、職員の方にお手伝いをいただいてやっている経緯もございますので、もしお時間ある方は参加をしていただければ、訓練ですので、万が一のときのためには役立つかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） それでは、続きまして、議会広報広聴常任委員会をお願いします。

常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 安澤です。議会広報広聴常任委員会からは、幾つか報告がございます。

まず1点目に、一般質問のユーチューブの一斉配信の日程についてですが、今まで配信日時が曖昧でしたので、ユーチューブ一斉配信の日程について決めたほうが良いということもありましたので、これについて協議した結果、事務局の準備があるため、定例会終了後10日以内に一斉配信することとなりました。10日以内ということですので、準備でき次第ということになりますので、配信する際にはメール等で告知をいたします。なお、全議員に配信時と同時に、以前一番最初にユーチューブを配信したときにお渡ししたかと思いますが、それがちょっと前回、その前とお渡しできなかったことがありましたので、今回から初回と同様に全議員にQRコードの入った通知を連絡ボックス、ポストのほうに入れさせていただきますので、確認お願いいたします。

続きまして、図書館での本会議映像のDVD視聴についてであります。図書館でのDVD視聴実績が芳しくなくて、今後も視聴数の向上が難しいと。それから、また三芳町議会本会議録画映像貸出要綱、これは事務局から今定例会等のDVDの貸し出し、このようなことも実施していることから、図書館での本会議映像の提供は一旦停止するというように決定いたしました。ただし、住民の皆様からの要望等があれば、これを再考していくことになりましたので、この旨を報告いたします。

続きまして、議会だよりバナー広告の導入についてであります。委員会内で協議してきましたが、委員間での意見の統一が図れないため、議会だよりのバナー広告は導入しないものとする事となりましたので、皆様にご報告いたします。

続きまして、ふれあい座談会についてでございます。来年に予定されているふれあい座談会でございますが、ここでは日程と開催場所が決まりましたので、その2点について報告いたします。まず日程ですが、4月21日の土曜日、22日の日曜日と決まりました。開催場所ですが、4月21日土曜日に関しては、午前が藤久保公民館、これは全議員参加と決まりましたので、お願いいたします。その21日土曜日午後、中央公民館、仮に1班とさせていただきます。4月22日日曜日、午前竹間沢公民館、これは仮に2班とさせていただきます。

なお、その他内容、それから班分けについては協議中ですので、決まり次第報告いたします。なお、班分けについてですが、これは地区、それから期数、それから会派、所属の委員会などを考慮して班分けを

いたしますので、決まり次第報告いたします。

続いて、井戸端会議の開催要項について、なかなか井戸端会議を利用する団体が少ないということで、開催要項を見直したらどうかというような意見の中、協議してまいりました。開催要綱については、変更する必要はないのではないかということで決まりました。ただし、やはり要望がないということで、周知のほうを徹底していこうということで決まりましたので、今後議会だよりなどを活用しながら周知をしていくということで、それから本日は井戸端会議の実施要綱を配らせていただきました。ぜひ皆様方に各団体等、ご協力いただきたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

最後に、一般質問の原稿締め切りが15日となっております。年末年始で、ちょっと議会だよりの編集がかなりタイトなスケジュールになっておりますので、締め切りのほうどうぞご協力よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会広報広聴常任委員会からは、主に6点の報告があったようでございますけれども、何かご質問等ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 大丈夫のようなので、次に移ります。

◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） 続きまして、政策検討会議、副議長、お願いします。

○副議長（井田和宏君） それでは、政策検討会議から報告をさせていただきます。

政策サポーター会議の進捗状況について報告をさせていただきますが、第2回目の政策サポーター会議が11月29日に行われました。このときには、サポーター8名全員の方に参加をしていただきました。内容といたしましては、三芳町の観光の強み、弱み、課題を抽出するワークショップを行いました。議員の方にも2名ずつ、2班に分かれていただきましたけれども、私もそばで見せていただいたのですけれども、いろんな意見が活発に出ていたようでありました。ただ、ちょっと時間が足りなくて、課題の抽出まで至らなかったということでもあります。

第3回目につきましては、12月20日に行う予定でありまして、内容といたしましては第2回目のサポーター会議の続きのような形となります。ワークショップ型式にて、できれば三芳町の観光の課題まで抽出していただきたいというふうに考えています。

それに伴って、政策検討会議もこれまで11回開かせていただいておりますけれども、12回目が12月15日に開催予定でございます。内容といたしましては、サポーター会議の進め方についてと、観光施策の強み、弱み、課題についても議会の意見を少し統一させたいということで、そういった方向で協議を進めていきたいというふうに考えております。

政策検討会議からは以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議からの報告がございました。

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ほかに何か報告事項お持ちの方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。
〔発言する者なし〕

◎その他

○議長（抜井尚男君） それでは、5番のその他に移ります。

その他、皆さんから何かございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 今回ちょっと今議会も含めて、今議会に限ったことではないのですけれども、一般質問のことで少しお話しさせてもらえればな思うのですけれども、以前私が議員になったころというのは、通告書、たしか議会始まる3日前でしたか。今1週間に延びたのですよね、たしか当初より。出す期間って延びなかったでしたっけ。議運の3日前でしたっけ、それが1週間になったのでしたっけ。変わっていないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） 何か期間が、昔もっとあれだったのかな。それはいいのですけれども、通告書の内容というの、以前より細かく出すように執行部のほうから上げられてきて、このところ執行部に沿った形で通告書というは出されているかどうかというのは、執行部の方がどうお思いかわからないのですけれども、今回も見ていまして、ちょっとそれだけの期間があるのに、正直なところ議場で答弁としてできないこととか、あと個人の理由だとか、あと議案で上がってきていることなんかで答弁できないことというのはしようがないと思うのですけれども、それ以外のことで、例えば一般質問までの間で確認をとって報告ができるようなことというのを確認がとれていなかったりということで、ちゃんとした答弁がいただけないようなところがあったかと思うのです。執行部のほうの言い分というのももちろんあると思うのですけれども、そのようなところが今後少しでも軽減というか、なくなって、答弁いただけるものであればいただくような形を議運で諮るなりなんなりして、執行部のほうに一度そのようなことを言っていただければなというふうにちょっと感じたので、発言させていただきました。

○議長（抜井尚男君） ほかに。ございませんか。

小松議員。

○委員（小松伸介君） 小松です。今の久保議員のお話なのですけれども、通告書に書いてあっても答弁がなかったというようなことでよろしいのでしょうか。ちょっと確認です。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） ちょっとこれは私の感覚になるところもありますし、ただ、さっきも言ったのですけれども、今回の一般質問の中だけに限ったことではないと思うのですけれども、今回に限ってだけを申しましても、例えば私の通告の中で、実際に執行部のほうで把握ができていなかったとしても、一般質問までの間に確認をとれば答弁としてできたこともあったと思うのです、私の質問の中だけでも。そのほかの方の質問を聞いていても、やっぱり通告書が出ているのだから、そこまでの答弁というのはいただけでいいのかなというのが私が聞いていた中でもあったので、実際私の質問に限っては通告書にもちゃんと記載していただいていたにもかかわらず、把握ができていないとかという答弁が今回ちょっとあったので、もう少ししっ

かりとした答弁をいただければなというので。

○議長（抜井尚男君） それでは、議運委員長、議運でも話していただきたいような要望もあるようなので、ちょっとここでは具体的な話がなかなかできないと思いますので、もしよろしければ久保議員とちょっと打ち合わせを後で、きょうでなくても結構ですけれども、私が一緒に同席しても構いませんが、どの部分を指しているのか、その辺も具体的に話をしていただいたほうがいいかなと思いますので、それをもってその方向を決めていきたいと思いますので、よろしいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ほかに。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私から幾つかお願いをさせていただきます。

まず1つが、皆さんにご案内をしているかと思いますが、12月17日、来週の日曜日、こども議会が10時から行われます。それで、数日前、1週間ぐらい前に教育部局から連絡を受けたのですが、11日、今度の月曜日に一部の生徒さんも児童さんもお見えになって、議場の下見をちょっと少しだけさせていただきたいということで、議場に入るということになります。皆さんにお願いは、例えば資料であるとか、貴重品を置いている方はいらっしゃらないと思いますが、何かあって、それが12日来たときになかったとかということのないように、きょうは極力お持ち帰りをいただきたいと思いますので、ご協力お願いいたします。11日、下見には入っていただくことを私は許可をいたしておりますので、12日に何か物がなくなったとかということのないように、荷物はお持ち帰りをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、皆さん通常の議会活動の中でも行われているかと思いますが、資料の請求を皆さんしていただくことがあると思います。資料の請求なのですが、これは執行側から話がありまして、請求の期日、回答の期日、少し時間の余裕を持たせていただきたいという旨がございました。話をさせていただいて、おおむね7営業日程度の日数をあけていただければというふうに、これはお願いでありまして、ご協力をいただきたいというふうに思っております。どうしてもこの日に必要なので、ただ、一般常識的にきょう頼んであした持ってこいというのはちょっと難しいと思いますし、5日ぐらいは最低でもない。ご存じだと思いますが、私も提出をされれば私の決裁印を押して、それから回します。そうしますと、まず町長のところに行って決裁印があって、その後に資料をつくって、その回答ができ上がったところでまた町長に決裁印をもらって、それから議会のほうに回ってくるという、その手続のところでも1日、2日はたってしまいますから、これは皆さんにご協力のお願いでございますので、極力1週間程度の余裕を持って期日を設けていただきたい。ないものに関してはなくても結構ですけれども、逆にこちらからの資料請求に協力をお願いしますということとは言ってありますので、ご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今回の資料の要求の件ですけれども、私も今回一般質問ということで資料要求をさせていただきましたけれども、資料は間に合わないということですから、それならば結構ですというふうにしました。私は、そういった期間がかかるものについてはそれでいいと思うのです、当局の事情もありますから。ただ、こちらの要望としては一般質問で行うので、一般質問でということでありましたけれども、その時点の話でそれでいいのかなと思うのですけれども、私の今後のお願いは、簡単な資料、本当にその場で

すぐ出せる資料は、その場で出してもらいたいのです。前、過去はこうやって一々資料要求しなくても、担当課はすぐ出せました、簡単な持っている資料ですから。それを今のお話聞くと、そういった資料までも要求しているものを町長のほうに上げて、それからまた担当課に来ると、担当課はすぐ出せるものも何日かかかってしまうわけです。ですから、担当課が出せるような資料は、本当にそういったところまで回らないで、担当課を信じて、持っているものはすぐその場で出すような、そういったシステムにもう一回戻してもらいたいです。そのことをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 全員協議会の中でそういう意見があったということはお伝えしますが、議会側からこういうルールにしなさいというのは、なかなかお願いはできないと思うのです。執行側のルールは執行側のルールで、今ルールの説明がありましたが、そのルールの把握は私はしておりません。ただ、一般的にはそういう流れになっているのかなというふうに思ってお話をしたのですけれども、ただ、今吉村議員から、そういうすぐ出せるものはその場で出せという意見もありましたということはお伝えしますが、執行側がわかりました、今度からすぐ出しますと言うかどうかはわかりませんので、今のところは出ないというふうに思っていたいただいたほうがいいのかと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それは執行側のルールですので、我々ではちょっと決められない。

山口議員、どうぞ。

○議員（山口正史君） そういう意見があったとお伝えいただくのは結構なのですが、あくまでも議会の総意ではないということだけははっきりしておいてください。

○議長（抜井尚男君） 一意見としてあったということを報告させていただきます。

ほかにはよろしいですね。

それと、皆さんのお手元にある方もいらっしゃるかと思うのですが、レターケースにもう入っているかと思いますが、1月11日に議会の新年会、ことしの新年会と同じで船渡さんというところで開催する予定になっていますので、4日までに出席をということで、4日は仕事始めになりますので、できれば大丈夫な方は年内にお返事をいただくとありがたいなと。副議長が一生懸命設営をしておりますので、皆さんのご協力をいただいて、全員で参加をしていただければなと思っていますので、ご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局からは大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、終わりとさせていただきます、事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は、全員協議会ということで、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございました。

本日一般質問も終わって、12月定例会も12日までとなっております。ぜひお体にご留意していただき、最後まで臨んでいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

（午後 2時10分）